

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月26日

鳥取県立中央病院長 千酌 浩樹

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

複合機 1台

(2) 賃貸借物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和8年5月1日から令和13年4月30日までとする。ただし、令和9年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

令和8年4月30日とする。ただし、賃貸借料は同年5月1日から支払うものとする。

(5) 入札書の記載方法等

本件入札は、入札書により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件公告に示した借入物品の5年間の賃借料及び保守料の合計額を60で除して得た1月当たりの額を入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更正手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院 医療情報管理室

4 入札手続等

(1) 入札の手続および仕様に関する問い合わせ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院 医療情報管理室

電話 0857-26-2271（内線2792）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

本件調達のお知らせから令和8年3月6日（金）午後5時までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

本件調達のお知らせから令和8年3月6日（金）午後5時までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年3月鳥取県条例第5号）に規定する日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年3月18日（水） 午後1時30分

イ 場所

鳥取県立中央病院 7階 カンファレンス室1

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年3月6日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第112条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

(6) 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定（契約の相手方の決定）を行わないものとする。